

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る。は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## ◇ 条 例

### 目 次

- 鳥取県吏員等恩給条例の一部改正
- 鳥取県税条例の一部改正
- 議会の議決すべき事件を指定する条例の一部改正
- 職員等の旅費に関する条例の一部改正
- 鳥取県自転車登録条例の一部改正
- 県立学校実習施設使用料条例の一部改正
- 鳥取県医療扶助審議会条例
- 鳥取県農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 鳥取県蜜蜂飼養条例の一部改正
- 鳥取県観光総合審議会条例の一部改正
- 病害虫防除所設置条例の一部改正
- 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部改正
- 鳥取県調理士条例

## 条 例

鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県条例第十二号

鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等恩給条例(大正十二年十二月鳥取県令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県吏員等及」の下に「之ニ準スヘキ者並ニ」を、「恩給法」の下に「(大正十二年法律第四十八号)」を加える。

第二条第一項中「扶助料及扶助金」を「傷病一時金、遺族扶助料及死亡給与金」に改め、同条第二項中「扶助料」を「遺族扶助料」に、「及扶助金」を「傷病一時金及死亡給与金」に改める。

第三条及び第三条ノ二を次のように改める。

第三条 本条例ニ於テ果吏員等トハ果経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ左ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ

一 知事、副知事、出納長又ハ副出納長

二 事務吏員又ハ技術吏員

三 議会ノ事務局長又ハ書記

四 選挙管理委員会ノ書記

五 常勤ノ監査委員又ハ監査委員ノ事務ヲ補助スル書記

六 人事委員会ノ常勤ノ委員、事務局長又ハ事務局ノ吏員相当職員

七 教育委員会ノ教育長又ハ事務局ノ吏員相当職員

八 教育委員会ノ所管ニ属スル学校以外ノ教育機関ノ吏員相当職員

九 公立ノ高等学校ノ校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、事務職員又ハ技術職員

十 公立ノ中学校、小学校、盲学校若クハろう学校ノ校長、教諭、養護教諭又ハ事務職員

十一 海区漁業調整委員会ノ吏員相当ノ書記

第三条ノ二 本条例ニ於テ果吏員等ニ準スヘキ者トハ果経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ左ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ

一 公立ノ高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師

二 公立ノ中学校、小学校、盲学校、盲学校若ハろう、学校ノ助教諭、養護助教諭又ハ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師

第六条第二項中「第六条及第七条」を「第六条乃至第七条」に改める。

第六条ノ次に次の一条を加える。

第六条ノ二 果吏員等若クハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族五ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選択ニヨリ其ノ一ヲ給ス

果吏員等若クハ之ニ準スヘキ者ノ扶養家族又ハ扶養遺族第十九条第五項ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第六

第十五条第二項又ハ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依リ二以上ノ恩給ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキトキハ最初ニ給与事由ノ生シタル恩給ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス

第七条第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第七条ノ次に次の二条を加える。

第七条ノ二 恩給権者前条、第二十三条第一項第一号若クハ第二号ノ規定又ハ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第七十七条若クハ第八十条ノ規定ニ該当シ恩給ノ給与ヲ受ケルコトヲ得サルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第七条ノ三 知事ハ年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ付其ノ権利ノ存否ヲ調査スヘシ

第八条第一項但書中「恩給金庫ニ担保トシテ」を「恩給法第十一条第一項但書ニ規定スル国民金融公庫等ニ担保ニ」に改める。

第九条第二項中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

第九条ノ次に次の二条を加える。

第九条ノ二 前条ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給権者未タ恩給ノ請求ヲ為サリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相続人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ為スコトヲ得

前条ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給権者ノ生存中裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相続人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

同順位ノ遺族又ハ相続人二人以上アルトキハ其ノ中一人ヲ総代者トシテ前二項ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スヘシ

第九条ノ三 恩給ヲ受クルノ権利ハ知事之ヲ裁定ス

第十条中「其ノ俸給月額ノ百分ノ二ニ相当スル金額ヲ毎月」を「毎月其ノ給料ノ百分ノ二ニ相当スル金額ヲ」に改める。

第十条ノ次に次の一条を加える。

第十条ノ二 本条例ニ於テ就職トハ果吏員等又ハ之ニ準スヘキ者タル職ニ在ラサル者カ果吏員等又ハ之ニ準スヘキ者タル職ニ任命セラルルコトヲ謂ヒ退職トハ免職、退職又ハ失職ヲ謂フ

第十一条第二項但書中「扶助金」を「死亡給与金」に改め、「前ニ退職給与金ノ基礎ト為リタル在職年」の下に「其ノ他ノ前在職年」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条ノ二 休職其ノ他現実ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス

前項ニ規定スル期間一月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル総テノ場合ヲ謂フ 但シ現実ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第十二条第四号及び第五号を次のように改める。

- 四 削除
五 削除

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 果吏員等ニ準スヘキ者カ引続キ第三条第九号及第十号ニ規定スル果吏員等(事務職員又ハ技術職員ヲ除ク)ト為リタルトキハ果吏員等トシテノ就職ニ接続スル其ノ勤続年月数ノ二分ノ一ニ相当スル年月数ヲ在職年ニ通算ス

第十一条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セララルヘキ年月数ノ計算ニ第十一条ノ二及第十二条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セララルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第十四条 削除

第十五条第一号中「懲戒」の下に「又ハ教員免許状取上ケ」を加え、同条第二号中「陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ」を削る。

第十六条の第一項中「当時」を「当日」に改め、同条に次の一項を加える。

果吏員等ニシテ退職ノ翌日他ノ果吏員等ニ就職シタルトキハ之ヲ勤続ト看做シ後ノ果吏員等ヲ退職スルニ非

サレハ之ニ恩給ヲ給セス

第十七条を次のように改める。

第十七条 本条例ニ於ケル退職当時ノ給料年額ニ付テハ左ノ特例ニ従フ

- 一 公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ退職又ハ死亡ノ一年前ノ号給ヨリ二号給ヲ越ユル上位ノ号給ニ昇給シタルトキハ二号給上位ノ号給ニ昇給シタルモノトス
- 二 前号ニ規定スル者以外ノ者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ退職又ハ死亡ノ一年前ノ号給ヨリ一号給ヲ越ユル上位ノ号給ニ昇給シタルトキハ一号給上位ノ号給ニ昇給シタルモノトス

転職ニ依ル給料ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做ス

实在職期間一年未滿ナルトキハ給料ノ関係ニ於テハ就職前モ就職当時ノ給料ヲ以テ在職シタルモノト看做ス

本条例ニ於テ退職当時ノ給料月額トハ退職当時ノ給

料年額ノ十二分ノ一ニ相当スル金額ヲ謂フ

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条ノ二 前条第一項ニ規定スル一号給又ハ二号給上位エノ昇給ニ付テハ左ノ例ニ依ル

- 一 同一ノ職務ノ級ニ於テ其ノ級ニ於ケル給料ノ幅ノ最高額ヲ越エ昇給シタル者ニ付テハ職員ノ給与に關する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)別表第五ニ掲グル一号給又ハ二号給上位ノ号給ヲ前条第一項ノ一号給又ハ二号給上位ノ号給トス
- 二 転職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新職ニ付定メラレタル給料中前ノ職ニ付給セラレタル給料ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一号給上位ノ号給トシ之ニ直近スル上位ノ号給ヲ以テ二号給上位ノ号給トス

第十八条第二項中「俸給年額」を「給料年額」に、「退職前一ケ年内ノ俸給年額」を「退職当時ノ給料年額」に改め、同条第三項を削り、同条第五項中「ニ付テハ十七年ノ者ニ給スル退職料トス」を「ニ給スヘキ退職料ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ退職料ノ額トス」に

改める。

第十八条ノ二を次のように改める。

第十八条ノ二 削除

第十九条第四項中「第四十九条及同法施行令第二十四条ノ規程」を「第四十九条ノ二ノ規定」に改め、同条第五項を次のように改める。

増加退職料ノ年額ニ付テハ恩給法第六十五条ノ規定ヲ準用ス

第二十條の次に次の三條を加える。

第二十条ノ二 県吏員等公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ノ程度ニ至ラサルモ第五項ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病一時金ヲ給ス

県吏員等公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ヲ為不具癡疾ノ程度ニ至ラサルモ第五項ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病一時金ヲ給ス

第十九条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病一時金ニ付テハ準用ス

傷病一時金ハ労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条ノ規定ニ依リ障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セス但シ当該補償又ハ給付ノ金額カ傷病一時金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限りニ在ラス

傷病一時金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ニ付テハ恩給法第四十九条ノ三ノ規定ヲ準用ス

傷病一時金ノ金額ニ付テハ恩給法第六十五条ノ二ノ規定ヲ準用ス

傷病一時金ハ之ヲ退職料又ハ退職給付金ト併給スルヲ妨ケス

第二十条ノ三 前三條ノ規定ハ県吏員等ニ準スヘキ者ニシテ在職中公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付テハ準用ス

第二十条ノ四 県吏員等又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹

リタルモノト看做ス

一 公務旅行中別表ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ  
二 県吏員等タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不リ、よノ災やく、ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ知事ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト認定シタルトキ

第二十一条第二項を削る。

第二十二条第二項中「退職料年額」を「恩給年額」に、「退職料」を「恩給」に改める。

第二十三条第一項第一号中「判任官若ハ判任官待遇以上ノ官ニ任セラレ」を「恩給法ノ適用ヲ受クル公務員若クハ他ノ都道府県ノ恩給条例ノ適用ヲ受クル職員」に改め、「俸給」の下に「又ハ給料」を加え、同条同項第二号中「二年」を「三年」に改め、同条同項第三号中「三十五歳」を「四十五歳」に、「六分の一」を「全額」に、「三十五歳以上四十歳」を「四十五歳ニ滿ツル月ノ翌月ヨリ五十歳」に、「八分の一」を、「十分ノ五」に改め、「増加退職料」の下に「又ハ傷病一時金」を

加え、同条同項第一号に次の但書を加える。

但シ實在職期間一月未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第二十三条第二項の次に次の二項を加える。

公務ニ起因セサル傷痍疾病第十九条第四項又ハ第二十条ノ二第五項ニ規定スル程度ニ達シ之カ為退職シタル場合ニハ退職後五年間第一項第三号ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サス

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傾痍疾病回復セサル者ハ同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ傷痍疾病ナラ前項ニ規定スル程度ニ達スルモノナルトキハ第一項第三号ノ規定ニ依ル停止ハ引續キ之ヲ為サス  
第二十三条の次に次の二條を加える。

第二十三条ノ二 退職料ハ退職料年額九万五千円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル退職料外ノ所得ノ年額五十万円ヲ越ユルトキハ退職料ノ支給年額九万五千円ヲ下ラサル範囲内ニ於テ其ノ一部ヲ停止ス  
前項ノ停止額及停止ノ方法ニ付テハ恩給法第五十八条ノ四ノ規定ヲ準用ス

第二十三条ノ三 増加退隠料ハ之ヲ受ケタル者労働基準法第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補償又ハ給付ヲ受ケル事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ六年間之ヲ停止ス但シ其ノ年額中当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額ヲ越ユル部分ハ之ヲ停止セシム

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「俸給月額」を「給料月額」に、「在職」を「在職年」に改め、同条に第二項として次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラス常勤ノ監査委員ニ付テハ在職年二年以上十七年未満ニシテ退職シタルトキハ之ニ退職給与金ヲ給ス

第二十四条ノ二中「者ハ」を「者ノ」に、「付」を「付テハ」に、「恩給法施行令第三十条ノ二」を「第六十条ノ三」に改め、「退隠料年額ノ計算」の下に「及退職給与金ノ返還」を加える。

第二十四条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ三 傷病一時金ヲ受ケタル後四年内ニ第十九条第二項ノ規定ニ依リ増加退隠料ヲ受ケルニ至リタルトキハ傷病一時金ノ金額ノ六十四分ノ一ニ相当スル金額ニ傷病一時金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加退隠料ヲ受ケルニ至リタル月迄ノ月数ト四十八月トノ差月数ヲ乗シタル金額ノ傷病一時金ヲ返還セシム

前項ニ規定スル場合ニ於テハ増加退隠料ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第二十五条中「遺族、扶助料及扶助金ニ関スル規定ニ付テハ」を「県吏員等及之ニ準スヘキ者ノ遺族、遺族扶助料及死亡給与金ニ関シテハ」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 本条例ニ規定スルモノヲ除キ恩給ノ請求裁定支給及受給権存否ノ調査ニ関スル手續其ノ他此ノ条例ノ実施ニ関シ必要ナル事項ハ知事カ別ニ之ヲ定ム

別表

マラリヤ(黒水熱ヲ含ム) し、よう、紅熱 とう、そ、 コレラ 発しん、チフス 腸チフス バラチフス ペスト 赤痢 流行性脳脊髄膜炎 流行性感冒	肺チストマ病 トリバノゾーム病 黄だん、出血性スピロヘ タ病 カラアザール 黄熱 発しん熱 流行性出血熱 デング熱 フィラリア病 フランペジ 流行性髄膜炎
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は公布の日から施行する。但し、第三条の改正規定中第一号から第五号までの規定は昭和二十

十二年五月三日から、第六号の規定は昭和二十六年六月十二日から、第七号及び第八号の規定は昭和二十三年十一月一日から、第九号中公立学校の技術職員の規定は昭和二十五年四月一日から、第九号及び第十号中公立学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭の規定は昭和二十四年一月十二日から、公立学校の事務職員の規定は昭和二十三年七月十五日から、第二十四条第二項の改正規定は昭和二十二年五月三日から、第二十三条ノ二の改正規定は昭和二十九年七月分の恩給から、第十九条第五項及び第二十条ノ二第六項の改正規定並びに第二十五条の規定により準用する恩給法別表第二号表から別表第五号表は昭和二十九年一月一日からそれぞれ適用する。

(条例の廃止)

第二条 左に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県吏員等恩給条例施行細則(昭和十四年二月 鳥取県条例第二号)

二 鳥取県吏員等恩給条例臨時特例(昭和二十四年三

月鳥取県条例第六号

(この条例施行前に給与事由の生じた恩給の取扱)

第三条 この条例施行前に給与事由の生じた恩給については、第十九条第五項、第二十条ノ二第六項の改正規定及び第二十五条の規定により準用する恩給法別表第二号表から別表第五号表まで並びに第二十三条ノ二の改正規定及び第二十四条第二項の改正規定並びに附則第五条に定める場合を除く外、なお従前の例による。

2 従前の規定による扶助料は、この条例により受け又は受けるべき遺族扶助料とみなす。

(この条例施行前の在職年の計算)

第四条 この条例施行前の在職年については在職年を計算する場合においては、第十九条第五項、第二十条ノ二第六項の改正規定及び第二十五条の規定により準用する恩給法別表第二号表から別表第五号表まで並びに第二十三条ノ二の改正規定及び第二十四条第二項の改正規定並びに附則第五条第一項に定める場合を除く外、なお従前の例による。

(この条例施行前の県吏員等に準すべき者の在職年の通算及び恩給)

第五条 この条例施行前において、第三条ノ二に規定する県吏員等に準すべき者から引き続き第三条第九号及び第十号に規定する県吏員等(事務職員又は技術職員を除く。)になつたものについては、第十三条の規定の例により在職年を通算する。

2 この条例施行前において、公務のため傷いを受け若しくは疾病にかかつた県吏員等に準すべき者又はその遺族若しくは公務に因る傷い、疾病のため死亡した県吏員等に準すべき者の遺族には、県吏員等又はその遺族の例により退職料及び増加退職料又は遺族扶助料を給する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十三号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、第九節の次に次の一節を加える。

第十節 県が課する固定資産税(第二百九条―第三百十五条)

第三条中「九狩獵者税」の次に「十果が課する固定資産税」を加える。

第三十条第二項に次の但書を加える。

但し、第三十一条第一項の規定の適用をうける市町村がある場合においては、算式中当該市町村に係る部分はこれを除いて算定するものとする。

第三十一条第三項中、「前二項」を「前三項」に改め、同条に第三項として次のように加える。

3. 所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に対しては、前三項の規定にかかわらず、

当該市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に前条第一項の率を乗じて得られるべき額の合計額をもつて、当該市町村に対する配賦額とする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第三十七条の二 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として、次の各号に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

- 一 個人の県民税に係る徴税令書(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書をいう。)及び法第三十二条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ、三十円に乘じて得た金額の合計額
- 二 個人の県民税に係る徴収金で果に払い込まれた金額に、百分の二を乘じて得た金額

三 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における県の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

四 法第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五 法第三百二十一條第二項の規定によつて市町村が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

第三十八条中「法第四十七條第一項」を「前条」に改める。

第九十七條第一項を次のように改める。

第九十七條 遊興飲食税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 花代に係る遊興飲食税については、芸者その他これに類する者。但し、これらのものを紹介する者があるときはその者。
- 二 第九十二條の場所における遊興、飲食及び宿泊（花代に係る部分を除く。）に係る遊興飲食税につ

ては、その場所の経営者。

第九十八條第一項中「遊興飲食税の特別徴収義務者」を「前条の規定による特別徴収義務者」に、「第九十二條の場所の経営又は芸者その他これに類する者が」を「その経営又は」に改める。

第百條第一項中、「特別徴収義務者として指定されるべき者は、第九十二條の場所の経営又は芸者その他これに類する者が」を「特別徴収義務者となるべき者はその経営又は」に改める。

第百十條第二号中、「最大積載量が七トンをこえるもの 年額二万二千元」の次に「トレラー（けん引車又は被けん引車をいう。本条中、以下同じ。） 年額一万一千五百円」を、「最大積載量が七トンをこえるもの 年額三万三千元」の次に「トレラー 年額一万七千元」を、「最大積載量が七トンをこえるもの 年額二万三千元」の次に「トレラー年額 一万二千五百円」を、「最大積載量が七トンをこえるもの 年額三万五千元」の次に「トレラー 年額一万九千元」を、第三号中、「乗車定員が六十

人をこえるもの 年額四万円」の次に「トレラー 年額二万八千元」を、「乗車定員が六十人をこえるもの 年額六万一千円」の次に「トレラー 年額四万二千元」を、「乗車定員が六十人をこえるもの 年額二万二千元」の次に「トレラー 年額一万八千元」を、及び「乗車定員が六十人をこえるもの 年額三万三千元」の次に「トレラー 年額二万七千元」を、それぞれ加え、第四号中、「けん引車 年額二万一千円」を削り、第五号中、「最大積載量が一トンをこえるもの 年額四千九百元」の次に「トレラー 年額二千七百円」を、及び「最大積載量が一トンをこえるもの 年額六千四百円」の次に「トレラー 年額三千七百円」を、それぞれ、加える。

第百二十八條の次に次のように加える。

第十節 県が課する固定資産税

（固定資産税の納税義務者等）

第百二十九條 県が課する固定資産税（以下「固定資産税」という。）は、法第三百四十九條の並に規定する大規模の償却資産（以下「大規模償却資産」という。）

に対し、賦課期日現在における大規模償却資産の価格（法第三百四十九條又は法第三百四十九條の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、その所有者に課する。

（固定資産税の税率）

第百三十條 固定資産税の税率は、百分の一・四とする。

（固定資産税の賦課期日）

第百三十一條 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（固定資産税の納期）

第百三十二條 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第一期 四月二十日から同月三十日まで
- 第二期 七月二十日から同月三十一日まで
- 第三期 十二月十六日から同月二十五日まで
- 第四期 翌年二月二十日から同月末日まで

（固定資産税の納期前の納付）

第三百三十三条 固定資産税の納税者は、徴税令書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額の報償金をその納税者に交付する。但し、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

(固定資産税に係る不申告に関する過料)

第三百三十四条 法第七百四十二条第一項又は第三項の規定によつて知事が指定した償却資産の所有者が法第七百四十五条第一項の規定によつて準用する法第三百八

十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状に因り知事が定める。  
3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産税の減免)

第三百三十五条 知事は、災害に因り、著しく価値を減じた大規模の償却資産のうち、知事において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

2 前項の規定によつて、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
- 二 大規模償却資産の所在、種類、数量及び価格

三 減免を受けようとする事由及び災害に因る被害の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和三十年度分から適用する。但し、第三十七条の二の規定は、昭和二十九年年度分から適用する。

議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
鳥取県条例第十四号

議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例

議会の議決すべき事件を指定する条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。  
第一号中「労働委員会」の下に「及び海区漁業調整委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
鳥取県条例第十五号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号を次のように改める。

十 削 除

第一条第二項に第十一号として次の一号を加え「第十一号」を「第十二号」とし、「第十二号」を「第十三号」とする。

十一 海区漁業調整委員会の事務部局の職員



附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県自転車登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十六号

鳥取県自転車登録条例の一部を改正する条例

鳥取県自転車登録条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は警察吏員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十八号

鳥取県医療扶助審議会条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの

鳥取県条例第十七号  
鳥取県知事 遠 藤 茂  
果立学校実習地施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「確詰加工一ケース(八ダース入)につき六十円」の次に「林産製品の機械(丸鋸、帯鋸)加工二時間につき二百五十円」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県医療扶助審議会条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

条例を定める。

(設置)

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)

以下「法」という。)の規定に基き医療扶助の適正な実施を図るため、医療扶助審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 法による要保護者の入院医療の要否に関すること。
- 二 前号のほか医療の給付に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し又は委嘱する。

- 一 指定医療機関の医師
- 二 学識経験者
- 三 吏員

第四条 委員の任期は一年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 知事は委員がその職務を行うに適當でなくなつたと認めるときは、前項の期間内においてもこれを解任し、又はその委嘱を解くことができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第七条 審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は委員として議決に加  
わることができない。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が  
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する  
条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十九号

鳥取県農業委員会の廃止に伴う関係条例の  
整理に関する条例

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十  
七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のよう

に改正する。

別表中「農業委員会の委員」報酬一月額四、〇〇〇円  
を削る。

(特別職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十  
七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表中「農業委員会の委員」二等運賃「二等運賃一  
五、六〇二五〇一一、三二〇一一、〇五〇二五〇  
」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十号

鳥取県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例

鳥取県蜜蜂転飼条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第七  
号)の一部を次のように改正する。

第四条中「鳥取県農業委員会」を「鳥取県農業会議」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県観光総合審議会設置条例の一部を改正する条例を  
ここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十一号

鳥取県観光総合審議会設置条例の一部を改  
正する条例

鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取  
県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
第九条を削り、第十条を第九条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年一月二  
十四日から適用する。

病害虫防除所設置条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十二号

病害虫防除所設置条例の一部を改正する条例

病害虫防除所設置条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第  
二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「東伯病害虫防除所 東伯郡倉吉町仲之町  
東伯郡一円」を「東伯病害虫防除所 倉吉市仲之町  
東伯郡一円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部改正する条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第二十三号

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中

生活改良普及員資格試験	一 農業一般 二 家事経済 三 被服及び住居 四 食物及び栄養 五 家庭保健及び衛生	一 教育 二 育児 三 看護 四 家庭物理化学 五 家庭生物
-------------	--	--

生活改良普及員資格試験	一 被服 二 住居 三 食物 四 家庭管理 五 家庭保健衛生	一 農業一般 二 育児 三 家庭看護 四 家庭物理 五 家庭生物 六 家族関係 七 教育
-------------	--	--

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県調理士条例をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第二十四号

鳥取県調理士条例

第一条 この条例は、飲食に基因する危害の発生を防止(目的)

ずるとともに食品の栄養効率を高めるため、調理に従事する者の資質の向上を図り、もつて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で調理士とは、知事が行う調理士試験に合格しその免許を受けた者をいう。

(試験)

第三条 前条の調理士試験(以下「試験」という。)を受けることができる者は、年令十八年以上で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十九条第二項に規定する施設または食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条第二号に規定する施設において食品の調理業務に二年以上の経験を有するものではない。

2 試験は、調理士として必要な知識及び技能について毎年一回以上行うものとする。

(免許の登録)

第四条 調理士の免許は、試験に合格した者の申請によ

り調理士名簿に登録することによつて行う。

2 知事は免許を与えたときは、調理士免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

(免許を与えない場合)

第五条 次の各号の一に該当する者には、調理士の免許を与えない。

- 一 精神病又はてんかんにかかっている者
- 二 伝染性の疾患にかかっている者で、調理士の業務を行うに適しない者
- 三 第六条の規定による調理士の免許を取り消された日から六箇月を経過しない者
- 四 その他調理士の業務を行うに適しない者

(免許の取消等)

第六条 知事は、調理士が前条第一号、第二号または第四号に該当するにいたつたときは、免許を取り消しまたは一年以内の期間を定めて、調理士の名称の使用を停止することができる。

(調理士の設置)

